

防衛施設周辺の緑地整備事業等

※緑地整備事業

【令和6年度予算額】歳出ベース：12億円

1. 事業概要

- 防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするもの。
- 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があります、これらの障害の防止等のため緑地帯その他の緩衝地帯を整備することが重要。

【主な活動内容】

- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条第2項等の規定に基づき、自衛隊又は米軍が使用する飛行場等周辺において移転措置等により取得した土地（周辺財産）を防衛省所管行政財産として管理。
- 同法第6条に基づき、周辺財産を緑地帯その他の緩衝地帯として整備することにより、周辺住民の生活環境の改善を図り、ひいては防衛施設の安定的運用に資することを目的。



撫育管理工事



2. 論点

事業の実施に当たり、周辺地域の特性に応じ、より効果的な維持管理方法はないのか。

3. ロジックモデル

現状・課題

移転措置事業で取得した土地（周辺財産）については、**防衛施設と住宅地との緩衝地帯とするため、これまで緑地帯として植樹等を行った樹木の撫育管理を主に実施**している。

一方、**周辺財産の目的を妨げない範囲において、用途を限定して自治体等に対し使用を許可することも可能**であり、この場合、使用を許可した周辺財産の**維持管理は使用者が負担**することになっている。

近年、昭和49年以降実施してきた植樹等により、**周辺財産の樹木が繁茂したことなどによって、撫育管理のための維持管理経費がかさんでいる**ことに加え、**物理的にも利活用が困難な状況が生起**している。

これに対し、**周辺の自治体等からは、不法投棄や治安上の不安の声が寄せられる**ようになっているほか、**公園や駐車場等として市民のために周辺財産の利活用を望む声も出てきている**。

インパクト (事業の目的)

従来のように、防衛施設との緩衝地帯として緑地帯を整備することを主目的とすることを見直し、自治体等による周辺財産の利活用を積極的に認めていく。

これは、周辺財産の維持管理経費の縮減の観点のみならず、地元の利益の観点からも望ましいと考えられ、これにより、防衛施設に対する住民の理解と協力の促進につなげることができ、ひいては防衛施設の安定的な使用に寄与することができる。

アクティビティ (活動)

周辺財産に樹木があることにより、**周辺自治体等の利用計画策定の妨げになっている可能性が考えられる**ことから、周辺財産の利活用の促進が図られるよう、**潜在的な周辺自治体等のニーズを確認**しつつ、国自ら周辺地域の特性を踏まえた検討を行う。

アウトプット (活動結果)

周辺財産の行政目的を妨げない範囲において、より**利用計画が策定しやすい土地形質に変更（高木等の樹木伐採）**。

【活動指標】
形質の変更を行った緑地帯の面積

アウトカム (短期)

周辺財産における緑地帯の形質が変更(樹木伐採)されたことにより、**周辺自治体等による具体的な利用計画の策定が可能**。

【成果指標】
緑地帯における使用許可面積

アウトカム (長期)

周辺財産における緑地帯の利活用が促進されることにより、**より周辺住民の生活の利便性向上が図られること**で**理解と協力が得られ**、防衛施設の安定的な使用に寄与。また、**国の管理面積が減少することにより、維持管理費が縮減**。

【成果指標】
緑地帯における使用許可の累計面積

參考資料

1 法律

- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第5条第2項等の規定に基づき、自衛隊又は米軍が使用する飛行場等周辺において移転措置等により取得した土地（周辺財産）を防衛省所管行政財産として管理。
- 同法第6条に基づき、周辺財産を緑地帯その他の緩衝地帯として整備することにより、周辺住民の生活環境の保全を図り、ひいては防衛施設の安定的運用に資することを目的。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抄）

（移転の補償等）

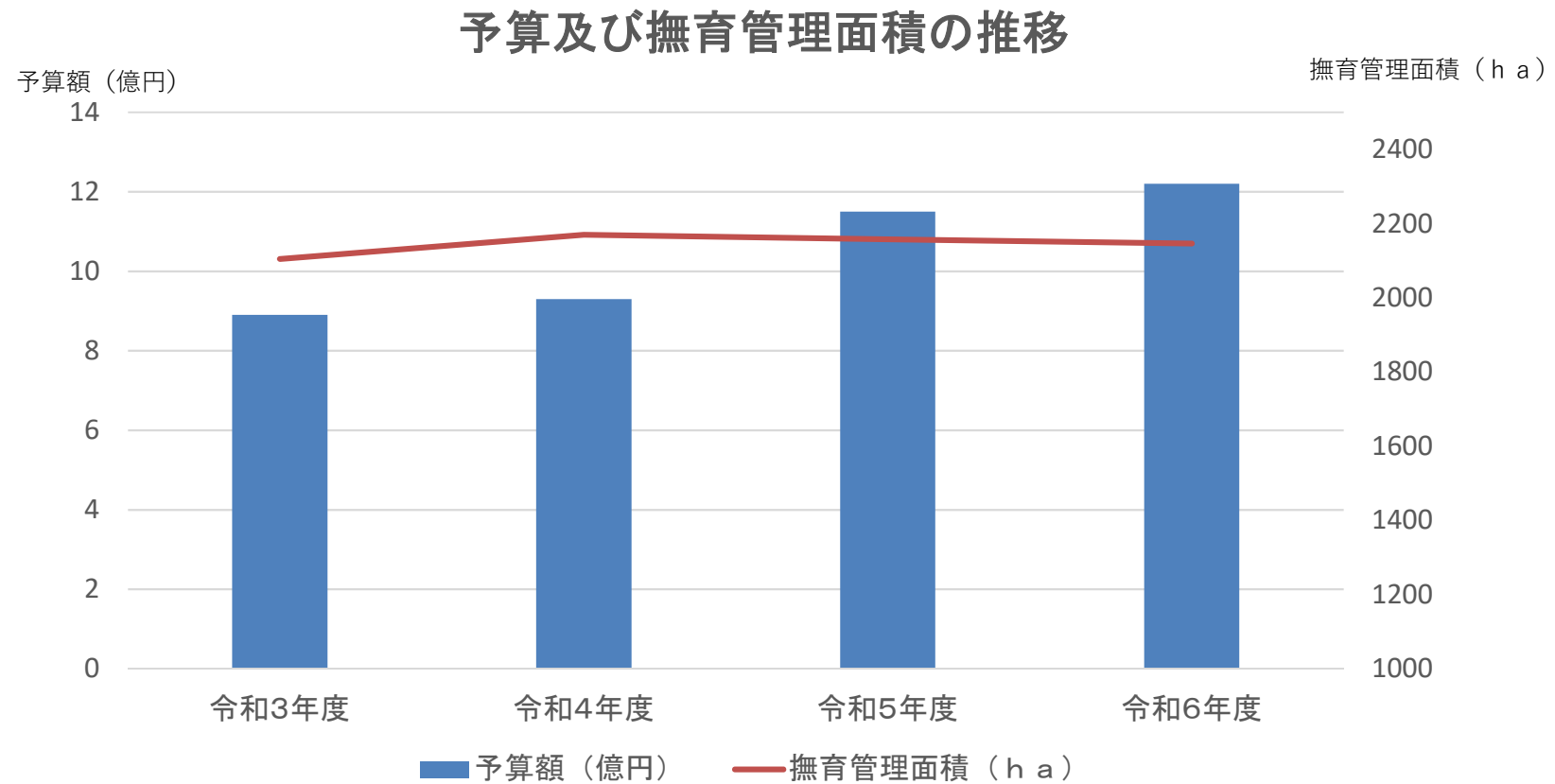
第五条

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

（緑地帯の整備等）

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 予算及び撫育管理面積の推移



○ 令和6年度 予算額：約12億円

○ 令和6年度 撫育管理面積：約2,150ha

3 令和6年度予算 緑地整備事業内訳

| 施設名 | 植栽工事 | | 撫育管理工事 | | 予算額 |
|--------------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|
| | 規模 | 金額 | 規模 | 金額 | |
| | ha | 千円 | ha | 千円 | 千円 |
| 千歳飛行場周辺地区 | | | 46.377 | 51,755 | 51,755 |
| 矢臼別演習場周辺地区 | | | 1,618.200 | 456,327 | 456,327 |
| 三沢飛行場周辺地区 | | | 27.233 | 32,450 | 32,450 |
| 八戸飛行場周辺地区 | | | 1.541 | 2,519 | 2,519 |
| 松島飛行場周辺地区 | | | 7.737 | 9,284 | 9,284 |
| 三沢対地射爆撃場周辺地区 | | | 3.766 | 4,389 | 4,389 |
| 百里飛行場周辺地区 | | | 37.478 | 50,106 | 50,106 |
| 入間飛行場周辺地区 | | | 13.524 | 21,020 | 21,020 |
| 横田飛行場周辺地区 | | | 44.990 | 64,936 | 64,936 |
| 木更津飛行場周辺地区 | | | 13.261 | 17,508 | 17,508 |
| 厚木飛行場周辺地区 | | | 18.781 | 37,905 | 37,905 |
| 浜松飛行場周辺地区 | | | 25.160 | 37,762 | 37,762 |
| 小松飛行場周辺地区 | | | 22.123 | 28,313 | 28,313 |
| 岐阜飛行場周辺地区 | | | 22.361 | 36,868 | 36,868 |
| 美保飛行場周辺地区 | | | 27.701 | 27,004 | 27,004 |
| 岩国飛行場周辺地区 | | | 2.995 | 3,188 | 3,188 |
| 芦屋飛行場周辺地区 | | | 11.622 | 16,214 | 16,214 |
| 築城飛行場周辺地区 | | | 39.952 | 48,203 | 48,203 |
| 新田原飛行場周辺地区 | | | 21.991 | 29,069 | 29,069 |
| 鹿屋飛行場周辺地区 | | | 41.750 | 47,744 | 47,744 |
| 嘉手納飛行場周辺地区 | | | 32.488 | 37,642 | 37,642 |
| 飛行場等周辺地区 計 | | | 2,081.031 | 1,060,206 | 1,060,206 |
| その他場内 計 | 0.613 | 10,573 | 65.756 | 85,891 | 96,464 |
| 合計 | 0.613 | 10,573 | 2,146.787 | 1,146,097 | 1,156,670 |

4 周辺財産の面積

令和5年4月1日現在

| | | |
|-----------------|---------------|----------------|
| 保有面積 4,880ha | 緑地 3,430ha | うち使用許可面積 148ha |
| | 空地 1,450ha | うち使用許可面積 522ha |
| 計 | 4,880ha | うち使用許可面積 670ha |

※計数は四捨五入により一致しない場合がある。